



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	ページ
○ 人事委員会規則	
*12 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 1
*13 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 1
*14 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 2
○ 教育委員会規則	
*12 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 2

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条の2第2項及び第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条の3第2項中「事由が同項第1号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条の2第2項及び第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条の3第2項中「事由が同項第1号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的

法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条の2第2項及び第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条の3第2項中「事由が同項第1号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条の2第2項及び第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条の3第2項中「事由が同項第1号」を「事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。